

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

規 則

○行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課)

—

訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

—

○文書規程の一部を改正する訓令

(私学文書課)

—

規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十六号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第九条の表農林水産部の項中「水産業基盤整備課」の下に「、漁港復興推進室」を加える。

第十六条水産業基盤整備課の分掌事務の項中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号から第十二号までを二号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

漁港復興推進室

一 漁港、漁場及び漁村の整備に関すること(災害復旧事業を含む)。

二 漁港区域(隣接する海岸保全区域を含む)の海岸保全事業に関すること(災害復旧事業を含む)。

第二十一条の四第一項の表農林水産部の項を次のように改める。

農林水産部	農林水産総務課	農林水産政策室
水産業基盤整備課		
	漁港復興推進室	

この規則は、平成二十四年十一月一日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第十七号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程(昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一農林水産部長の水産業基盤整備課に係る専決事項の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、同表水産業基盤整備課長の専決事項の項第五号中「漁港漁場整備及び」を削り、同表農林水産部長の水産業基盤整備課に係る専決事項の項及び水産業基盤整備課長の専決事項の項の次に次のように加える。

漁港復興推進室	漁港復興推進室長
漁港漁場整備に関する構想又は全体計画の樹立	漁港漁場整備に関する年度別実施計画の策定

附 則

この訓令は、平成二十四年十一月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第十八号

文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

文書規程の一部を改正する訓令

文書規程(昭和四十三年宮城県訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号②中「水整第

号

水産業基盤整備課」を

「水整第
漁復第
附 則
号号
水産業基盤整備課
漁港復興推進室」に改める。
この訓令は、平成二十四年十一月一日から施行する。